

## 平成24年度以降の行政評価局調査テーマについての意見募集の結果

平成24年 4月10日

総務省行政評価局

「平成24年度以降の行政評価局調査テーマ（案）」について、平成24年3月8日（木）から同年3月20日（火）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、2件のご意見を頂きました。頂いたご意見の概要及びご意見に対する考え方は次のとおりです。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	「契約における実質的な競争性の確保（役務契約）」の調査対象を「二者以上の応札のあった一般競争契約」に限定しているが、実質的な競争性が確保されていないため一者しか応札がなかったということも十分考えられ、むしろこのような場合のほうが不適切な行政活動が行われている可能性が高いということも考えられるので、限定する必要はないと思う。	一者応札については、各府省に設置された第三者機関において重点監視の対象とされていますが、二者以上の応札があったものは重点監視の対象とはされていません。 今回は、調査に要する人的資源も考慮し、重点監視の対象となっていない「二者以上の応札のあった一般競争契約」を対象に調査を実施することとしています。
2	何を調査してもいいと思いますが、政治や行政や私たちの生活がよくなるようにしっかり調査して改善してほしい。	指摘に応えられるようしっかりと調査し、国民視点で行政運営や国民生活が改善されるよう取り組んでまいります。